

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ニチイケアセンター東松山	東松山市松本町一八〇一八一階一〇一号室	居宅介護支援	平成三十年十二月一日
加須市社協騎西ヘルパーステーション	加須市根古屋六三三一二	居宅介護支援	平成二十二年三月三十一日
ふくしあ吉川	吉川市川野七五二	通所介護	平成二十八年三月三十一日